

公益財団法人
全国里親会



里親だより

第96号

掲載内容

特集 里親制度の現状とこれから

- ～平成25年度における国の方向性 * p.2～
- 里親・里親支援の海外事情 アメリカ・ニューヨーク州 * p.6～
- 私の養育体験 北原綾子さん * p.8～
- 里親家庭で育った子ども 井出勇氣さん * p.10～
- 里親支援機関の新しい取り組みへの期待 御所伸之さん * p.12～

動き — * p.13

- ピカピカのランドセルをいただく
JX-ENEOS奨学助成事業にみる
里親家庭の進学状況
- 里親制度関連用語集 * p.14～
- おすすめの本「コルチャック先生」 * p.16

トピックス (平成25年2月～4月)

■里親制度に関する調査研究事業の成果

全国里親会では、関係各方面の参画を受け、昨年度から「全国里親委託等推進委員会」を設置し、「里親支援促進調査研究事業」を実施しています。その成果として、2月に「里親等委託率アップの取り組み報告書」、3月に「里親 ファミリーホーム 養育指針ハンドブック」を発行しました。

●『里親等委託率アップの取り組み報告書～委託率を大きく増加させた福岡市・大分県の取り組みより～』

厚生労働省家庭福祉課の調査では、「里親等委託率を大きく増加させた自治体」の1位が福岡市、2位が大分県でした。2つの自治体の取り組み方には個性があり、福岡市では行政と市民が協働して取り組み、大分県では行政が継続的・積極的に取り組んでいます。報告書では、それぞれの取り組み方を具体的にわかりやすくまとめています。



報告書は、各里親会に2冊、都道府県(市)に4冊、全国の児童相談所に3冊ずつ配布しましたが、全国里親会では報告書のデータをホームページに載せる予定です。

●『里親 ファミリーホーム 養育指針ハンドブック』

平成23年7月に取りまとめられた「社会的養護の課題と将来像」では、社会的養護の質の向上を目指すために、施設などの種別ごとに養育や運営の理念を示す指針を作成することが求められています。これを受け、昨年3月に「里親及びファミリーホーム養育指針(以下、養育指針)」をはじめ「児童養護施設運営指針」「乳児院運営指針」など、6つの指針が定められました。



このハンドブックでは、養育指針の内容を里親やファミリーホームの方が自分の養育に引きつけて考えられるように、また、児童相談所や里親支援機関の方々には支援の参考となるように、左ページでは養育指針の内容を掘り下げて解説し、右ページには具体的な事例(里親やファミリーホーム養育者の体験談など)を載せています。

ハンドブックは、各里親会・児童相談所に5冊ずつ、都道府県(市)に4冊ずつ、児童養護施設・乳児院・児童家庭支援センターにはそれぞれ各1冊配布しました。なお、研修の教材や里親サロンの学習会等に利用する場合は追加申し込みを受け、別途送付しました。今後、要望が多い場合は増刷をして、実費(送料込み 1冊500～700円)をいただくことも検討しています。

■全国里親会・今年度の取り組み

3月26日、東京・渋谷区の「こどもの城」で理事会が開催されました。主な議題は平成25年度の事業計画・収支予算。原案通り可決されましたが、日本財団からの助成によって行われている『里親だより』の発行やブロック研修大会への支援については、助成が減額されたため縮小して事業を行うことになりました。『里親だより』については、今号からページ数が減って16ページとなります。

■今年度のブロック研修大会開催予定

- ・北海道ブロック：9月8日(日) 旭川市
- ・東北ブロック：7月26(土)・27日(日) 宮城県松島町
- ・関東ブロック：7月6日(土) 神奈川県横浜市
- ・東海・北陸ブロック：6月1(土)・2日(日) 石川県加賀市
- ・近畿ブロック：9月13(金)～16日(月・祝)
IFCO大阪世界大会 大阪府大阪市
- ・中国ブロック：5月25(土)・26日(日) 山口県山口市
- ・四国ブロック：9月1日(日) 高知県高知市
- ・九州ブロック：7月27(土)・28日(日) 熊本県熊本市

里親制度の現状とこれから

～平成25年度における国の方向性

3月15日、厚生労働省において全国児童福祉主管課長会議が行われ、雇用均等・児童家庭局から、少子化対策、子育て支援、社会的養護、虐待防止、保育行政などの施策について説明がありました。社会的養護に関しては、家庭福祉課長の小野太一さんが大変わかりやすく説明してくださいました。そのときの説明と配布された資料をもとに、里親制度の現状と今後の方向性についてお知らせします。（村田和木／ライター）

『社会的養護の課題と将来像』が基本

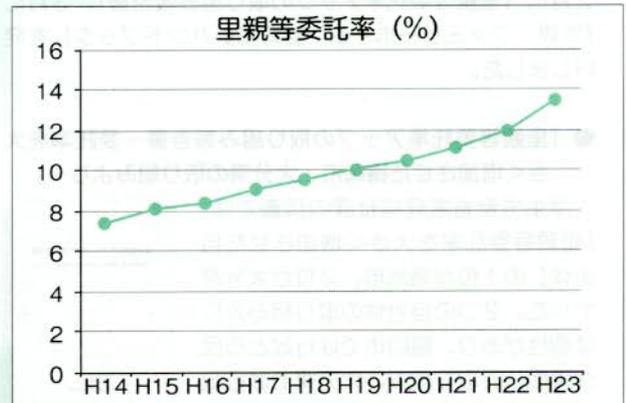
家庭福祉課作成の資料によると、平成24年3月末（23年度末）において、登録里親数は8726世帯。子どもが委託されている里親数は3292世帯、里親委託児童数（里親家庭で暮らしている子どもの数）は4295人でした。平成21年度から始まった小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の設置数は全国で157カ所、委託児童数は671人。ファミリーホームを含めた委託児童数は4966人、里親等委託率は13.5%です。

なお、ファミリーホームは「養育者の住居において行う点で里親と同様であり、里親を大きくした里親型のグループホーム」と位置づけられています。

平成14（2002）年は戦後初めて、里親制度の改革が行われた年です。このとき、専門里親と親族里親の制度が創設され、里親支援事業や里親のためのレスパイトケア（一時的な休息のための援助）なども制度化されました。当時の里親委託児童数は2517人、里親委託率は7.4%。比較すると、この10年で里親等委託児童数は2.0倍、里親等委託率は1.8倍に伸びたこととなります。

日本では、戦後一貫して施設養護中心の状況が続いてきました。しかし、この10年間の推移を見ると、＜家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる＞里親制度が、少しずつですが、着実に伸びてきたことがわかります。

この動きをリードしているのが家庭福祉課です。平成23（2011）年7月に発表された『社会的養護の課題と将来像』では、基本的方向を「施設のケア単位の小規模化や里親委託の推進など家庭的養護の推進、家族支援・地域支援の充実など」としました。社会的養護を必要とする子どもたちに“あたりまえの生活”を保障していくことが重要であり、できる



限り家庭的な環境で、個別化した養育を推進していくこととなったのです。

『社会的養護の課題と将来像』では、「子どもの最善の利益のために」「社会全体で子どもを育む」の2つの理念を掲げています。そして、社会的養護を「保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことである」と定義しています。

そのうえで、「保護者の適切な養育を受けられない子どもを、社会の公的責任で保護養育し、子どもが心身ともに健康に育つ基本的な権利を保障する」として、子どもの権利を保障しています。特に印象深いのが、「はじめに」の終わりの一文です。

「子育て支援施策を充実させていく中で、社会的養護の対象となる子どもにこそ、特に支援の充実が必要である。社会的養護を必要とする子どもたちが、健やかに育ち、社会に参加していけるよう、社会的養護の施策の充実を図っていく必要がある。」

3月15日に発表された施策も、この『社会的養護の課題と将来像』に沿っています。

● **全国児童福祉主管課長会議の資料のURL**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002xbvy.html>

● 『社会的養護の課題と将来像』(全文)のURL

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/08.pdf

国が進めていく施策

今年度、家庭福祉課が進める施策は次の通りです。

- 施設における家庭的養護の推進（施設の小規模化、施設機能の地域分散化など）
- 里親委託・里親支援等の推進
- 虐待を受けた子どもなど、要保護児童に対する専門的ケアの充実
- 施設運営の質の向上、職員の専門性の向上
- 自立支援の充実 など

この中で、「里親委託・里親支援等の推進」の中心は、

- ① 里親・ファミリーホーム委託の推進
- ② 里親支援専門相談員の活用
- ③ その他（各自治体に積極的な取り組みをお願いするもの）

- ア 新生児・乳児の里親委託
 - イ 乳児院から里親への措置変更の推進
 - ウ 親族里親の活用
 - エ 里親養育の手引書の活用
- 注：「手引書」とは、3月に全国里親委託等推進委員会から発行された『里親 ファミリーホーム 養育指針ハンドブック』のことです。
- オ 里親又はファミリーホームにおける居宅介護（ホームヘルプサービス）等の利用について

こうした施策を全国規模で進めていくためには、各自治体が前向きに取り組むことが求められます。

里親委託の現状

平成22年1月に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」では、家庭的な環境での養護の推進を

図るため、平成26年度までに里親等委託率を16%に引き上げる目標を掲げています。

そして、『社会的養護の課題と将来像』では、今後十数年をかけて、里親及びファミリーホーム、グループホーム（地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア）、本体施設が概ね3分の1ずつという姿に変えていく方針です。つまり、里親等委託率を30%台に引き上げるわけですが、現在、委託率は自治体によってかなりの差があります。

■ **大きな自治体間格差**

平成23年度末において、児童相談所設置市を含む69自治体のうち、委託率が20%を超えている自治体は15、そのうちの3つはすでに30%を超えています。一方で、委託率が8%未満の自治体が14ありました。

委託率の高い自治体		委託率の低い自治体	
新潟県	39.0 %	堺市	4.2 %
宮城県	34.3	名古屋市	5.2
沖縄県	31.6	大阪府	5.4
滋賀県	29.9	神戸市	5.6
山梨県	29.4	京都府	5.6
福岡市	27.9	鹿児島県	5.8
静岡市	27.9	愛媛県	6.0
新潟市	27.5	岐阜県	6.2
北海道	27.0	金沢市	6.4
岩手県	26.2	高知県	6.6
仙台市	24.4	長崎県	6.9
川崎市	23.9	熊本県	7.1
大分県	23.8	京都市	7.5
静岡県	22.7	熊本市	7.8
島根県	22.1		

■ **委託率を大幅に伸ばした自治体トップ10**

最近の7年間（平成16年度→23年度）で、委託率を大幅に伸ばした県・市は少なくありません。そのトップ10を紹介しましょう。

自治体名	委託率の変化 (%)	増加幅 (%)
福岡市	6.9 → 27.9	21.0
大分県	7.4 → 23.8	16.4
福岡県	4.0 → 15.7	11.7
山梨県	17.8 → 29.4	11.7
静岡県	10.6 → 22.2	11.6
香川県	6.5 → 16.8	10.2
佐賀県	1.2 → 10.8	9.6
栃木県	7.9 → 17.5	9.6
滋賀県	20.3 → 29.9	9.6
島根県	12.8 → 22.1	9.2

注：5位の静岡県の数字は静岡市・浜松市分を含んでいる。宮城県、岩手県及び仙台市も増加幅が大きいが、東日本大震災の影響により親族による里親が増えたことによるものであるため、入っていない。

委託率を伸ばした自治体では、さまざまな努力を行い、里親登録の増加と里親支援の充実をはかっています。たとえば、児童相談所に専任の里親担当職員をおく、里親支援機関を充実させる、里親等による体験発表会を開く、市町村と連携した広報活動、市民やNPOを通じた口コミによる活動などです。

なお、1位の福岡市と2位の大分県の具体的な取り組みをまとめた『里親等委託率アップの取り組み報告書』が、今年2月に全国里親委託等推進委員会から出ました。

■ファミリーホームの実施状況

ファミリーホームの実施状況も、自治体によってかなり異なっています。

平成24年10月1日現在、ファミリーホームを5ホーム以上設置している自治体は11あります。そのうち、7つの自治体で里親等委託率が20%を超えています。前の項で紹介した「委託率を大幅に伸ばした自治体トップ10」でも、島根県以外はファミリーホームを設置しています。特に1位の福岡市は8ホーム、2位の大分県は11ホームと、他の自治体をリードしています。

なお、ファミリーホームが設置されていない自治体は17ありました。岩手県、秋田県、神奈川県、新潟県、福井県、長野県、京都府、兵庫県、島根県、熊本県、宮崎県、仙台市、静岡市、浜松市、堺市、神戸市、金沢市です。

里親支援専門相談員の活用

昨年4月から、児童養護施設や乳児院に里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）が新たに配置されました。そのための加算（1施設当たり約540万円）も国から出ています。

この里親支援専門相談員は、子どもと里親の側に立って、里親委託の推進と里親支援を行う専任の職員です。施設における直接処遇職員の勤務ローテーションには入りません。また、必要に応じて、施設のある所管区域（都道府県等）を越えて里親支援を行うことができます。施設が、地域の里親やファミリーホームを支援する機能を持ったのです。

平成24年11月末現在、里親支援専門相談員をおいている児童養護施設は全国589カ所のうち86カ所、乳児院では130カ所のうち29カ所、計115カ所（115人）でした。配置している自治体数は36で、

配置数が特に多いのは東京都（20カ所）と大阪府（12カ所）です。ちなみに、東京都の里親等委託率は11.8%（全国36位）、大阪府は5.4%（全国67位）。里親支援専門相談員の活動によって、里親等委託が伸び、里親支援が進むことを期待します。

里親支援専門相談員の主な活動内容は、

- 所属施設に入所している子どもの里親委託の推進
- 里親に措置変更した子どもの様子うかがい
- 委託を受けている里親家庭への訪問
- 里親サロンへの出席
- 児童相談所との情報交換
- 新規里親開拓
- 里親会の運営への参加・協力
- 里親制度に対する施設職員の理解の普及 など

家庭福祉課の調査によると、里親支援専門相談員になる職員は、勤続年数10年以上のベテランが半数を超えています。知識や経験が豊富な職員が“同じ養育者”という立場で里親支援を行うのは、里親にとっても安心でしょう。お互いの理解が進み、信頼関係が築かれることで、社会的養護そのものが充実していくことが期待できます。

乳幼児の里親委託は今後の課題

平成23年3月30日に出された『里親委託ガイドライン』では、「里親委託優先の原則」が打ち出され、愛知県における新生児里親委託の実例も紹介されています。家庭福祉課では、「特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、新生児・乳児期からの里親委託が重要である。長期的に実親の養育が望めない場合のみならず、委託の期間が限定されている場合も、里親委託は有用である」としています。

しかし、0歳から2歳未満の新生児等を措置する場合、自治体によって、乳児院か里親かがはっきりと分かれているのが現状です。

■新生児等の新規措置先

家庭福祉課が調べた「新生児等の新規措置の措置先」を見ると、平成23年度に新規措置された新生児等は2032人、そのうち乳児院への措置が1722人（84.7%）、里親委託は310人（15.3%）でした。新生児等を全員、里親に措置した自治体は4つだけ（山梨県、佐賀県、熊本県、大阪市）です。里親に措置する割合が比較的高かったのは、北海道

(81.1%)、静岡県(61.5%)、札幌市(53.7%)、大分県(50%)でした。

一方で、全員を乳児院に措置した自治体は13ありました。秋田県・山形県・石川県・福井県・京都府・徳島県・愛媛県・高知県・長崎県・千葉市・岡山市・北九州市・金沢市です。これらの自治体では、乳児院への措置率が100%ということになります。ちなみに、90%以上の自治体は22、80%以上は14ありました。

■乳児院からの措置変更先

平成23年度で、乳児院を退所して措置変更になった乳幼児は1118人でした。措置変更先の内訳は里親が263人、児童養護施設が737人、その他が118人です。

里親への措置変更の割合が高い自治体は、金沢市(100%)、山形県(80%)、札幌市(77.8%)、石川県・沖縄県・熊本県(いずれも66.7%)です。一方で、里親への措置変更がなかった自治体が8つありました。滋賀県、愛媛県、高知県、千葉市、京都市、岡山市、広島市、北九州市です。

「その他へ」を含まない措置変更先として児童養護施設の割合が高い自治体は、90%台が福岡県と川崎市で、80%台の自治体は12、70%台は15、60%台が13ありました。家庭福祉課では、「乳児院からの措置変更は、できる限り里親とするよう、重点的な取組の推進をお願いします」としています。

子どものための新たなサービス

■障害のある子どものために

今年度より、里親家庭やファミリーホームで暮らす子どもの身体などに障害があり、市町村等が必要と認めた場合、「居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護または短期入所」といった障害福祉サービスを利用できるようになりました。簡単に言うと、ヘルパーやショートステイのことです。

障害福祉サービスの具体的な内容や対象者に関しては、以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/naiyou.html>

しかも、「これらにかかる費用については、徴収を免除する」とされていて、委託中は費用負担がありません。まずは児童相談所に相談してください。

■要保護児童の自立支援の充実

昨年度から、児童養護施設や里親家庭で暮らす高

校3年生について、進学や就職に役立つ資格取得や講習等のための経費(限度額55,000円)が支給されています(資格取得等特別加算)。今年度から対象者の幅が広がり、中卒や高校中退をした子どもに対しても支給されるようになりました。

里親と施設はパートナー

国が家庭的養護を推進することに対して、里親側は大いに歓迎していますが、施設関係者からは懸念の声も聞かれるようです。それに関して、家庭福祉課長の小野太一さんに伺いました。

「一般論としてですが、私は、関係する組織や人々を否定して前に進むのではなく、全体のエネルギーをプラスの方向に持っていきたいのです。社会的養護に関しても、里親と施設が相互理解を進めて協力体制を築いてほしいと思っています。

社会的養護を担う人たちの日々の営みは重要です。でも、なかなか目立ちません。その意味で、9月に開催されるIFCO大阪世界大会は、社会的養護に関心のない人たちにも目を向けてもらう良いチャンスだと考えています。里親さんや施設職員が何をしているかを知ってもらえば、必ず共感してもらえるはずですよ。里親も施設も行政も、市民と一緒に、「みんなでやっぺいこう」という機運をつくっていききたいですね」



▲ 家庭福祉課長の小野太一さん(右)と児童福祉専門官の太田真実さん(左)

アメリカ・ ニューヨーク州



New
York

▲ 樽沼あづささん

今回は、先頃までアメリカ・ニューヨーク州の里親支援機関で、ソーシャルワーカーとして働いていた樽沼あづささんにお話をうかがいました。(木ノ内博道)

■ 里親ケアが8割・里親手当はない

——まず自己紹介をお願いしますか。

樽沼：大学を卒業してから一般企業で働き、後に青年海外協力隊に入って、エジプトの孤児院やストリート・チルドレンの救援活動をしました。その後、アメリカの大学院で里親制度や養子縁組のソーシャルワークを勉強してニューヨーク州の里親支援機関（NPO）で働いていました。

——ニューヨーク州の社会的養護の仕組みについて簡単に教えていただけますか。

樽沼：社会的養護という言葉に相当する英語は思いつかないのですが、家以外での子どもの養育のことを“アウト オブ ホームケア”と言ったりします。虐待に関しては、虐待やネグレクトなどの調査をする連邦のCPS（チャイルド プロテクティブ サービス）という組織があります。

——それはどんな組織なのですか。

樽沼：市民などからの通告があると、CPSのスタッフは、緊急度や深刻度を電話で、または実際に子どもや親を訪問することによって調査し、さらに親子分離を含んだ子どもの安全確保と家族への支援の方法を探ります。親から引き離された子どもの行き先としては里親委託が8割、施設やグループホームが2割くらいです。施設よりも里親家庭の方が、子ども一人ひとりが十分なケアを受けられるという共通認識がありますので、里親への委託率が高いです。子どもが自分や他人を傷つけてしまうような場合は施設ケアになることが多いです。施設ケアでは24時間見守ることのできる体制がとられています。親子分離により里親もしくは施設にいる子どもは、いま全土で40万人くらいでしょうか。

——以前は要保護児童が55万人くらいと聞いていたのですが、減る傾向にあるのですか。

樽沼：減っています。後で話しますが、現在のアメリカは家庭復帰に力を入れています。それが難しい場合は養子縁組や未成年後見人制度という具合に、子どものパーマネンシーを確保する施策が取られています。

——樽沼さんが働いていたのはどんなところですか。

樽沼：州や市から業務を委託されて活動しているNP

Oなのですが、子どもが親から分離されてフォスターケアに入ってからパーマネンシーを得て再びフォスターケアから出ていくまでのケースワークを責任を持って行います。「ケース・プランニング・エージェンシー」と言われます。私の働いていたエージェンシーは医療的に課題をもった里子（例えば脳性まひなど）のケアを専門にしていました。

——説明いただく前に、フォスターケアの種類を聞いておいた方がいいかも知れませんね。

樽沼：簡単に分けると、特に重度の課題を持っていない子どもを見る一般里親と、何らかの課題を持つ里子を見るトリートメント・フォスターケアがあります。後者にはメディカルとセラピューティック（情緒や行動面での課題がある）があります。それから親族里親があります。ニューヨーク州の場合は、血のつながりのない里親も親族里親と認められる場合があります。

——里親手当などはどうなっていますか。

樽沼：養育費だけで里親手当のようなものはありません。ニューヨーク州では、子どもの抱える様々な課題に応じて、3段階に養育費が分かれています。あと、子どもの年齢に応じて養育費が決められます。

■ エージェンシーが家族再統合から里親支援まで一貫した業務を行う

——エージェンシーはなにをするのですか。

樽沼：親子分離は子どもにとってとてもトラウマになる経験ですが、親が子どもを安全に養育することができない場合は、親子分離をせざるを得ません。ニューヨーク州では虐待やネグレクトに対して非常に厳しいですね。分離に関しては先ほど話したCPSが行います。私たちは、子どもが少しでも早く家族再統合などのパーマネンシーを達成してフォスターケアから出られるよう、ケースワークをしていきます。ケースワークを通しておよそ5割の子どもが家族再統合されます。家族再統合ができない場合は、養子縁組や未成年後見人制度があります。できるだけ早く、こういったパーマネンシーの手を打たなければなりません。

——具体的にはどんな業務になるのですか。

樽沼：里親と里子、実親、それぞれ最低月1回は家庭

訪問をし、実親支援のためのサービスを調整したり、里親家庭での子どもの安全と適応、また里親自身の適応などを調べます。学校やセラピストなど専門機関とは頻りに連絡をし、子どもの状態を細かく把握できるようにします。また、少なくとも半年に1回は家族会議を開き、実親、里親、場合によっては子どもを含めてパーマネンシーについて話し合います。弁護士が参加することもあります。あとは、市や州へ定期的に非常に細かな筆記レポートを提出したり、これらの経過を最低6カ月に1回は裁判所に報告しに行き判断を仰ぎます。

——司法の関わりは日本の場合少ないのですが。

樽沼：司法が関わることでケースワークがとてもしやすくなると思います。1997年、クリントン大統領の時代にAdoption and Safe Families Act (ASFA)という法律ができました。子どもが親から引き離されてからの22カ月の間に、15カ月フォスターケアに入っている場合は親権を停止しなさいというものです。これにより、子どもが必要以上にフォスターケアに留まってしまうことを防ごうとしているわけです。司法の判断で、子どもはどこにいるべきか、パーマネンシープランをどう用意するべきか、それらを頻りに見直して、子どもが必要なことをしてもらっているか、エージェンシー、里親、実親がきちんと役割を果たしているか、そうしたことをきちんと確認していくわけです。

——家族の再統合が社会的養護の狙いだとなると里親への長期委託はないということですね。

樽沼：フォスターケアは一時的なもの、テンポラリーなものです。それに対してパーマネンシーがあります。2011年のデータでみると半分の子が1年以内にフォスターケアから抜けて、家族再統合や養子縁組、または未成年後見人制度によりパーマネンシーを確立しています。

■日本の社会的養護の課題は

——日本の社会的養護の課題を指摘するとしたらどんなところですか。

樽沼：帰ってきたばかりですので課題を指摘はできませんが、感じたことは、先に述べたような子どもの最善の利益のための、時宜を得たケースワークをもっと行う必要があるということでしょうか。あとは子どものパーマネンシー確立のために司法が関わるということは大したことだと経験から感じています。

——他にはいかがですか。

樽沼：日本の里親制度そのものや里子の適応などを科学的に検証することが非常に大事だと思います。また、海外で成功している里親制度や諸プログラムをよく検証し、その中で有効性の高いものを日本の文化に合わせて独自のものを作って実行していくことが大切かと

思います。さらに、アメリカのようにケースワークを一貫して行う組織（ケース・プランニング・エージェンシー）の存在が必要だと思います。フォスターケアのケースワークは容易な仕事ではありません。質の高いソーシャルワーカーを育て、その数を増やすことは必須でしょうね。後は家族再統合のために親が必要とする支援プログラム（子育ての方法や中毒症の克服など）を増やさなければなりません。

——里親支援のポイントは何でしょうか。

樽沼：大事なものは、担当しているケースワーカーが常に関係者と連絡を取り合い、連携して動くことでしょうか。日本では「里親支援」という言葉をよく聞きますが、私の経験では、里親支援というものは日々の電話での会話や家庭訪問によってなされていました。そのなかで信頼関係ができ、里親さんたちはエージェンシーを頼ってくれます。実親、里親、子ども、エージェンシーなど関係者のチームワークがあってこそ子どものパーマネンシーがはやく確立されます。

■養子縁組家庭への支援

——里親はテンポラリーなもので養子縁組はパーマネンシーだとすると、養子縁組家庭に対する支援はあるのでしょうか。

樽沼：養子縁組の家庭にも独特の葛藤がありますから、カウンセラーや専門家がついています。それから、地域にあるサービスにつなげてあげるのも必要だと思います。養子縁組を支援する専門機関もありますが、フォスターケア・エージェンシーのなかのひとつの部門として設置しているところも多いです。パーマネンシーのためには養子縁組を必要としていますから、私たちも養子縁組家庭をとてとても大事にしています。

——日本の里親がアメリカの里親と交流をしていると、たとえば日本の里親は10年間に数人の子育てをしているのに比べて、アメリカの里親は何十人も養育をしていて驚きます。子どもが里親のところをたらいまわしにされているように感じるのですが、里親の概念がどうも違うようですね。

樽沼：フォスターケアというものはあくまでも仮住まいなんです。数年間もフォスターケアにいるということがそもそもあり得ないことなんです。また、以前はアメリカでも子どもが里親家庭を転々とするところがありましたが、それは子どもにとってよいことではないので、最近ではかなり改善してきたと思います。

——仕組みそのものが違うので、単純に比べることはできませんが、日本の里親や里親支援機関が参考にすべきところが多くあったと思います。とても貴重なお話をいただき、ありがとうございました。

私の 養育体験

北原 綾子さん (長野県里親)



▲夫と子どもが作ったかまくら

“里親”が幸せである3つの条件について

我が家の里子が3月に卒園し、4月から小学校に入学をしました。ここ半年くらいの間の子どもの成長は目覚ましいものがありました。

ただいま、私は本当に幸せな里親をさせていただいております。過去にはとてもつらい里親体験をしたこともありました。いま、幸せな里親を体験するなかで、「里親が幸せであるための3つの条件」と言うことを考えています。

第1の条件・発達の遅れを見極める

多くの場合、私達が里親として出会う子どもたちは、どこかしら成長が遅れた子どもたちです。環境が不十分であったために、正常な発育軌道からそれてしまった子どもたちです。日本では「環境よっての遅れなのか、もって生まれたものなのか、判断できない」のが現状です。もちろん障害をもった子どももいますが、正常な発育軌道からそれた子どもたちには、正常な発育軌道に乗せてあげることが大事です。そのためには「障害」なのか「環境による遅れ」なのか、正しく判断し、環境による発達の遅れである場合には、正常な発育軌道に乗せるための的確なプロのアドバイスがどうしても必要です。それが、私が考える第1の条件です。

私の場合、ヘネシー澄子先生が我が家の里子に初めて会った時、「この子は障害ではありません。この子には2歳の脳と4歳の脳と両方あるの。2歳の行動には2歳の子どもに対応するようにしてあげなさい。小学校に上がるまでには遅れを取り戻せるでしょう」とおっしゃいました。さらに、日々の私の気になっていることをお話しすると、「この子のことを1番分かっている人は里親さんです。どんなプロも、里親さんが言うことによく耳を傾けて話を聞かなければなりません。里親さんよりわかっているプロはいないんですよ。里親さんが感じたことを大事にしてね」とおっしゃいました。このアドバイ

スで、私の動揺はなくなり、ほめてほめて、一切叱ることなくほめてほめて育てることが出来ました。

時々「障害」なのかなと揺れることがありました。そんな時確信を持って「障害ではなくて、こういうことなのよ」と話していただくと、また元気を取り戻して子どもに関わることができました。

子どもは、どんどん正常な発育軌道に乗ってきました。ケース会議に参加した人たちが「こんなに伸びた子は今までに経験がありません」とケース会議に来ることを楽しみにしてくださったほどです。

母親(ママ)の問題についてもヘネシー澄子先生からアドバイスをいただきました。「アメリカにはファミリー・フォスター・ケアというのがあって、あなたがやっていることはそれね。あなたはママのお母さんのようなもの。ママのいいところを見つけ、ほめてあげてね」と言われました。私とママとの関係は正直言って難しいところがありました。でも、「ママがしてきたことを、自覚させたり責めたりしなくていいの。とにかくいいところを見つけ、ほめてあげてね」と先生に言われて、そのように努力しているうちに、ママの態度がどんどん変化してきました。ママが変化してくると、私もうれしいので感謝の気持ちを伝えられるようになりました。私とママがいい関係であることが、子どもを安定させる力にもなりました。

ある時、子どもがとても不安定になり、それが長く続いていた時に、「修復的愛着療法」のマイケルさんが来日されていて、直接マイケルさんからアドバイスをいただくことが出来ました。そのアドバイスは「ママとあなたと、2人がいるところで、子どもに『ママを好きになってもいいですか』『あやさん(私のこと)を好きになってもいいですか』と確認させなさい」というものでした。私は「ママのことが大好きでいいんだよ」と子どもに何度も言うことを伝えましたが、マイケルさんは「そ

うではなく、子ども自身に言わせることが大事で、それに対してママとあなたが許可を出すことが大事なのだ」とおっしゃいました。

さっそく実行してみました。ママにも協力をお願いしました。ママも快く応じてくれました。この後、子どもの安定は飛躍的に変化しました。

このように的確なアドバイスは、煮詰まった状況を大きく変えてきました。なので、私はこういう的確なアドバイスは大事な条件なのだと思います。多くの里親さんが、日本で、的確なアドバイスをしてくれるプロの成長を心待ちにしている事と思います。

第2の条件・ケース会議の導入

2つ目の条件は、私達がやっていることは社会的養護なのだから、里親さんを決して孤独にだけはしないということです。

私の場合はケース会議が私と里子を支え続けてくれました。ケース会議のメンバーは保育園の園長・副園長・担任、児相の担当者・心理士、市の子育て支援課の担当者、保健師、教育相談室の担当者、里親。実母の参加も求めましたが実現しませんでした。

児相の里親担当が会議を進めました。「この会議は里親さんと子どもを応援するための会議です」と言って始められました。まず、里親の私が家庭のなかでの子どもの様子を日誌のようにして報告し、保育園の担任の先生が園での生活を報告しました。皆さんが本当に忙しいなかで集まって下さっているのが分かっていたので、短時間で話し合えるよう問題を整理して参加するよう努力してきました。それに対して皆さんがアドバイスや情報や、時には里親が困っていることをみんなで分担してくださいました。

メンバーがとても温かい目で見守って下さることが、里親の気持ちを安定させ、頑なな実親の心を開き、それが子どもにも伝わったと思います。実親への関わりは、会議のメンバーが担ってくれました。実親の成長は里親だけで出来ることではありませんでした。

みんなで見守って、子どもがどんどん成長していくので、「会議に参加するのが楽しみ」とみんなが思うようになりました。ケース会議のメンバーは、信頼し合って、同志のような絆で結ばれていったように思います。

このケース会議があったから、私は「社会的養護」という言葉を実感することができました。

このケース会議を小学校へも移行できるか、とても重要な時期がきました。最後のケース会議に小学

校の校長先生にきていただき、この形が移行できるよう、そこまで配慮していただくことができました。

いまは里親をしていて孤独を感じることはありません。社会的養護なのだから、里親さんだけの力量を求めるのは間違っていると思います。初めから完璧な里親はいませんよね。里親は未熟でもいいと思います。失敗したとしても決して里親を責めないで欲しいと思います。私自身はあのつらい体験がなければ、今の里親としての私はあり得ませんでした。「修復的愛着療法」のテリーさんは言いました。「その体験はあなたのせいじゃないんだよ。日本という国の問題なんだ」と。里親もこうして、体験しながら学び、成長していくものだというのを、周りはどう理解するかがとても大事なことだと思います。初めから失敗しない里親なんかいないのですから。

第3の条件・里親のメンタルヘルス

3つ目の条件は、里親のメンタルヘルスです。発育軌道からそれてしまった子どもに関わるには、里親のメンタルヘルスがとても重要だと感じています。

ヘネシー澄子先生の「保護者の感情の調節と管理」の研修を初めて受けたのは、「アン基金プロジェクト」の研修でした。そこで、「ボタンを押されてイライラする感情」について学ぶことが出来ました。里子たちは、どの子もボタンを押すのが上手なんです。押されてコントロールできなくなる養育者の感情。「修復的愛着療法」の日本での研修に参加し、自分の感情と向き合うなかで、どんどん気持ちが整理されました。里子と関わることで揺れる自分の感情と向き合うことができたのは、この研修に参加したお陰だと思っています。子どもを叱ることなく、ほめてほめて育てることは、里親のメンタルヘルスなしにはできなかつたと思います。これは一人ではできません。仲間が必要です。このような場を作るにも、プロの援助は必要だなと思っています。

おまけですが、私のメンタルヘルスがすすむことで家族の関係も変化しています。ケース会議も家族も、皆が里子のお陰で、いいチームに育っています。

この3つの条件がそろっているなかで里親ができて、私はほんとうに幸せでした。この春、児相の担当者と心理士が異動になり、子育て支援課の係長が異動になり、子どもは保育園を卒園して小学校に移り、一度にいろんなことが変わろうとしています。これからも幸せな里親であり続けるために、仲間と自分たちの環境をどう作っていくのか、試行錯誤をしていきたいと思っています。

経験を宝に変える 生き方がしたい

～里親家庭で過ごした10年を振り返って

井出 勇氣さん

23歳の誕生日会で友人たちと。▶
左端が井出勇氣さん



小学1年生のときに里親家庭へ

僕は、7歳のときから17歳までの10年間、里親家庭で育ちました。それまでは児童養護施設で暮らしていて、ある日、施設の先生から「勇氣は〇〇さんの家に住むんだよ」と言われたので、「そうなんだ」と思いました。親代わりの先生の言うことを聞くことが、小学1年生の自分にとっては大事だったので。僕は施設の中でイジメにあっていたので、それも理由だったかもしれません。僕としては、その家にゲームがたくさんあるのが魅力的でした。

里親の家には、実子が2人いました。僕より2歳上の兄と1歳上の姉です。兄は愛情をたっぷり受けていました。兄の名前は、漢字は違いますが、呼び方が同じ「ユウキ」なんです。それで、僕は家の中で「井出」とか「井出っち」と呼ばれていました。僕がもし里親になるとしたら、そんな呼び方はしないでしょう。

姉は、勉強でもスポーツでもすごく頑張っていました。母がエリート志向だったからかもしれません。父は塾の先生をしていました。すごく頭がいい人で、塾でも勉強ができない子をバカにするようなところがありました。家ではいつもゲームばかりしていて、僕に対しては意地悪おやじでした。

いつも怒られていた

僕と（里）親の関係は、あまり良いものではなかったと思います。たとえば、僕が学校で悪さをして、「人様に迷惑をかけるな」「親に迷惑をかけるな」と説教をするだけで、僕自身の気持ちを考えようとはしてくれませんでした。

僕はいつも怒られていました。マンションに住んでいたのですが、裸足のままベランダに出されたり、部屋から追い出されて、エントランスに1人ですっ

といたこともあります。

母にハンガーで叩かれたし、父にはツボ押し棒で手足をグリグリされました。あれは相当痛かったですね。父が怒って投げた食器が僕の額に当たったときはすごく出血しました。その傷跡はいまでも残っています。あと、嫌だったのが水のシャワー。給湯器のスイッチは台所でも切れるので、風呂場でシャワーを浴びていると、お湯がいきなり冷水に変わるんです。

学校や習い事に行く前に食事をしていると、母は「遅い！」と怒って、ご飯の入った丼の中に味噌汁と牛乳を入れました。それを僕の目の前に差し出し、「食べなさい」と言うので、後退りしたら、玄関まで追い詰められて、中身を頭からかけられました。思い出すと、まるでコントみたいです。

反省のために、腕立て伏せと腹筋をさせられたし、あとマラソンですね。マンションの周りを10周とか。走っていると、友だちに見られるんですよ。それが嫌で、散歩しているふりをしたりして。でも、家に戻ったときにハアハア息が切れていないと、また走らされます。

困ったのは、母親に「私がなんで怒っているか、その理由を言いなさい」と言われたことです。僕にとっては難しいナゾナゾのようなもので、答えられないと、「反省が足りない」と怒られて、また走らされました。あのときの母は、地獄の門番というか、鬼ババアという感じでしたね。

虐待と思いたくなかった

自分が里親にされていたことは、虐待だとは思わなかったし、思いたくありませんでした。自分の居場所を失いたくなかったのだと思います。

僕は、僕を産んだ最初の両親と絆を結んでいないから、どこか不安でしょうがないんです。「嫌われ

たくない」と思ってしまいます。だから、学校では誰よりも明るくしていました。

母は、僕を「良い子に育てなくちゃ」という気持ちが強かったのでしょうか。初めて会ったとき、僕が猿のように飛び回っていたので、「ちゃんとしてあげなくちゃいけない」と思ったそうです。なぜ、そう思ってしまったんでしょうね？

僕が思い通りにならないので、母はよく児童相談所に電話をして、泣きながら「勇気が私の言うことを聞いてくれない」と訴えていました。

なぜ、僕が上辺だけは「ハイ」と薄っぺらな返事をして、実際は親の言うことを聞かないのか？なぜ、家では暗いのに、家の外や学校では明るく活動的で悪さをするのか？その理由について、親は考えようとしません。それが、当時の自分の正直な気持ちでした。

僕は小学生のとき、よく声を上げて泣いていました。でも、中学生になってからは泣かなくなりました。「泣くのはムダだ。いくら泣いたところで、この人たちは変わらないし、俺自身も変わらない」と思ったからです。それからは、どんなことがあっても耐えて、耐えて、家にいるときは、魂を他のところに置いて生きていました。

思い出すと、自分はよく頑張ったと思います。なぜ、あんなに我慢できたのかというと、「なんだかんだ言っても、母は僕に対して本気になってくれる」と思っていたから。母の仕打ちを愛情のひとつの形だと受け取っていたのです。

でも、あれは愛情ではなくて、エゴだったと思います。「ちゃんと学校に行かせないと、私が恥をかく」と、よく言っていました。母のプライドというか、世間体が気になったのかもしれませんが。僕もいま、仕事をしていて周囲の評価が下がるのはイヤなので、母の気持ちがわかる気もします。

うちは厳しくて評判でしたが、僕は「これが普通なんだ」と思っていました。さまざまな不満はあっても、誰にも言わなかったです。年に1回、児童相談所の人々が家に来ましたが、何を話しているのかわかりませんでした。児童相談所の人にはいつも、「井出くん、頑張ろうね」と言われました。

自分の正直な気持ちを大事にしたい

結局、僕が高校2年のとき、お互いにどうしようもなくなって、僕は他のところに移りました。

家族とはその後会っていませんが、母は去年、難

しい資格を取ったらしいです。もともと頑張り屋さんで、僕が家にいた頃も仕事を2つ掛け持ちしていました。芯の強い人なので、これからも頑張っしてほしいです。

いまの自分は、周囲から「素直で明るい」と言われます。親しい人に「俺、親がないんですよ」と話すと、「そうは見えない」と驚かれます。

自分が変わったのは、高校3年生のときに親友ができたからです。いまは離れていますが、彼に指摘されて、自分を客観的に見られるようになりました。「周囲のことを考えないって、ひどいことなんだな」とわかりました。

10代の終わりから20歳くらいまでは、感情の起伏が激しくて、それが理由で職場に行きづらくなったこともあります。他人に合わせてしまうことも多くて、「ノー」と言えないし、期待に応えたいと思ってしまう。そうすると、自分が自分ではなくなるような気がして、苦しいんですよね。いまは、苦しさの中を一周回って抜けた感じです。自分の正直な気持ちをいちばん大事にしないではいけないと思うようになりました。

3歳上の本木さんとの出会いも大きかったです。僕が毎日吐いてしまうほど苦しかったときに、話を聞いてくれて、僕の苦しさをわかってくれました。そして、「俺はお前を見放さないから」と言ってくれました。僕の“お兄ちゃん”ですね。いまは、本木さんと友だちと僕の3人で共同生活をしています。

僕は、里親家庭で楽しくない日々を送りました。でも、お陰様で人間関係について深く考えさせられました。当時は歪んだ卑屈な考えに縛られていたと思いますが、そんな中でも「本物の愛」とか「自分の価値」や「存在」について深く追求していました。多感な時期に、激動の歳月と共に成長させてくれたこと、若いうちにこんなに深く考える環境を与えてくださったことに感謝します。

僕は最近、23歳になりました。これから多くの人と出会い、いろいろな経験をすることで、里親家庭で抱いた疑問や不満が「宝」になっていくと思うのです。そのように成長したいと思います。自分がされて嫌だったこと、悲しかったこと、心が病んでしまうようなことは、相手に対してしたくありません。時間はかかるかもしれませんが、自分の正直な気持ちに真剣に向き合い、人間関係を育んでいきたいです。

これから先も、名前のとおり勇気をもって、自分の人生に大きな期待を持ち続けて、生きていきたいと思っています。

里親支援機関の 新しい取組みへの期待

要保護児童対策
地域協議会との
協働に向けて

和歌山県里親会 会長 御所 伸之さん

■里親支援機関と要対協

要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）とは、要保護児童の適切な保護を図るために設置された「子どもを守る地域ネットワーク」です。子どもの教育・保健医療・福祉に関わる機関から構成され、地域における要保護児童とその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行います。

3月16日、和歌山県の里親支援機関「なでしこ」は、要対協との協働の一環として「社会的養護を必要とする子どもたちへの支援を考える」をテーマに、和歌山県・和歌山県里親会との共催でフォーラムを開催しました。

午前中は、青山学院女子短期大学の横堀昌子准教授による記念講演「地域がはぐくむ里親養育」、午後は「地域での支援」をテーマにパネルディスカッションです。コーディネーターは相愛大学の桑原教授、助言者は横堀准教授、4人のパネリストは、県中央児童相談所子ども相談課の衣斐課長、専門里親の藤敷さん、堺市の里親支援機関「リーフ」（子ども家庭支援センター清心寮）の脇田里親委託等推進員、岩出市生活福祉部福祉課児童福祉係の福田係長という構成でした。

■フォーラムの内容

記念講演のサブテーマは「社会的養護を支えるために、今、考えておきたいこと」でした。横堀准教授は児童養護施設職員であったご両親のもとに生まれ、施設の子どもたちと一緒に施設の中で育ち、その後、ファミリーホームの原点に位置付けられているファミリー・グループホーム「横堀ホーム」で里親委託の子どもらと育ちあい、ともに働かれ、都内の児童養護施設では小規模ケアにも従事されるなど、一貫して社会的養護現場での豊富なご経験を語られました。さらには、ご専門の研究を踏まえて、里親支援の現状と課題について、社会的養護の子ど



もの事例も交えながら、豊富かつ貴重な講演でした。

そのなかで、里親支援機関や里親支援専門相談員のあり方に留まらず、要対協など地域との協働の重要性について言及されたことは意義深く思います。

午後は、新生児里親委託・特別養子縁組について和歌山県での取組み（児相）、地域の子どもを預かることから始めた里親活動（専門里親）、堺市の里親支援機関事業（里親委託等推進員）、和歌山市に隣接する岩出市の要対協の仕組みと取組み（同市）、さらには、和歌山県の要保護児童に関係する機関の機能と情報（大学教授）など、多彩な立場のメンバーによるパネルディスカッションでした。

■地域を挙げて子どもを支えるきっかけに

このフォーラムを通して一貫していたのは、社会的養護に係わる機関・団体の相互連携・協働の重要性はもとより、要対協をはじめとする地域を挙げての支援の重要性です。

今回、地域要対協の参加を得たことは、里親支援機関である里親支援センター「なでしこ」の新しい取組みであり、地域との連携・協働推進の端緒になりました。これを機に、各市町村への展開が期待できます。

なお、フォーラムの数日後には、岩出市の要対協から15の方が、和歌山乳児院に設置している「なでしこ」（県里親会事務局併設）を訪問し、乳児院

の見学や里親制度と里親活動及び里親支援について、養育里親でもある森下院長の説明のあと、同市内の養育里親2人と交流されるなど、地域との連携・協働推進の端緒となったことを追記しておきます。

社会的養護を必要とする子どもたちは地域に点在し、地域で生活を送っています。そしてまた、日々、

児童虐待など社会的養護を必要とする子どもたちが増加しています。

「地域の子どもたちは、地域で支え地域で育てる」という理念で、里親支援センター「なでしこ」の新たな取り組みである「地域要対協との協働」の今後に期待します。

動き

ピカピカのランドセルをいただく

全国里親会では、小学校に入学する1年生に「天使のはね」でおなじみの(株)セイバンからランドセル46個をいただき、地域の里親会を通じて全国の里親家庭の子どもたちに送りました。(株)セイバンは、ランドセルでのシェア40%を占める大手メーカーで、製品は全部品国産・6年間保証つきです。

プレゼントされた子どもたちはさっそく背負って大喜び。なかには絵入りのお礼の手紙を書いた子どももいました。3月4日、御所伸之副会長と事務局の白岩麻理子さんが大阪のセイバンランドセルの販売総代理店に泉貴章社長を訪ね、感謝状と子どもや里親からのお礼の手紙をお渡ししました。



▲泉貴章社長（中央）とお客様コミュニケーション部の吉富豊さん・御所副会長

JX-ENEOS奨学助成事業にみる里親家庭の進学状況

石油元売り大手のJX-ENEOS社は、全国社会福祉協議会を通じて（里親家庭は全国里親会が受付窓口）、社会的養護の子どもたちに、高校以上の進学時に奨学金として10万円を申請者全員（書類上の不備などが無い者）に提供しています。

申請者全員に、という奨学助成の性格から、申請者の内訳などを見ていくと、最近の進学状況が分かるので、それをご紹介します。

●申請の概要

平成24年度の申請者の数は、児童養護施設が265人、母子生活支援施設が46人、里親家庭（ファミリーホームを含む）が66人の合計377人になっています。

里親家庭（66人）の進路状況では、4年制大学への進学が31.8%、短大への進学が9.1%、専門学校への進学が57.6%と、専門学校への進学が6割近くにもなっています。

専門学校への進学は平成22年度が41.3%、平成23年度が46.8%、そして平成24年度が57.6%と、年々増加し、代わりに4年制大学への進学が減る傾向にあります。この傾向は児童養護施設や母子生活支援施設には見られません。

●具体的な進路

進学先で専攻・専門分野の分かるものを数えてみましたので、進学されるお子さんのいる家庭では参考にしてみてくださいはいかがでしょうか。（ ）内は人数です。（ ）の記入なしは1人です。

4年制大学

法学（3）、経済（2）、英文学、理科、工業、園芸、教育、総合政策、ライフデザイン、社会福祉、スポーツ福祉

短期大学

国際、日本語、医療事務、福祉、保育

専門学校

看護（7）、美容（5）、社会福祉（3）、保育（3）、調理・製菓（3）、動物看護（2）、介護福祉（2）、ホテル（2）、医療福祉（2）、スポーツ（2）、福祉心理、放射線技師、外国語、写真、建築、声優タレント、医療秘書、エアライン、コンピュータ、整体

里親制度関連用語集 (IFCO大会でご活用ください)

用語	英語	ひとくち解説
あ 愛着障害	Attachment obstacle	乳児期に特定の養育者と1対1の関係を結ばなかったことによって起こる障害
赤ちゃん返り	Childhood Regression/ Regression to Childhood	受託後、子どもが里親家庭を安心な場と認識しておこる退行現象
赤ちゃんポスト	Baby Hatch	慈恵病院に併設されている「このとりのゆりかご」を称して言う
アスペルガー症候群	Asperger's Syndrome	社会性・興味・コミュニケーションについて特異性が認められる広汎性発達障害のこと
い 遺児	Orphanで統一(孤児も)	親が亡くなって残された子どものこと
いじめ	Bullying	相手の肉体的・心理的苦痛を楽しむことを目的として行われる行為のこと
委託里親	Entrusted Foster Parent	子どもを受託している里親のこと
委託児童	Placed Foster Child	保護された子どもが預けられること
一時保護	Temporary Protection	要保護児童と判断された時保護されること
一時保護所	Temporary Protection Facility	主に児童相談所に併設されている施設
か 解離性障害	Dissociative Disorder	虐待などによって起こる、自分が自分であるという感覚が失われている状態
家庭再統合	Family Reunification	要保護児童を実親の家庭に戻すこと
家庭的養護	family like care	児童養護施設を小規模化したりグループホーム化すること
家庭養護	family based care	里親やファミリーホームで養育すること
き 棄児	abandoned child/abandoned	親の都合で、路上や他人の家などにこっそり置き去られた子どものこと
虐待の通報義務	obligation to report abuse	子どもが虐待を受けていると感じたら通報しなければならない取り決め
く グループホーム	Group home	児童養護施設を小型化し、6人以内で養育する仕組み
こ 厚生労働省	Ministry of Health, Labour and Welfare	社会福祉、社会保障の向上、労働者の働く環境の整備や職業の確保を図ることを目的とした国の機関
国際養子縁組	Intercountry adoption/ International adoption	国籍の異なる養親と養子の間で養子縁組のこと
孤児	Orphanで統一(遺児も)	両親のいない未成年者のこと
子どもの権利に関する条約	Convention on the Rights of the Child	国連が児童(18歳未満の者)の権利について定めている国際条約のこと
さ 里親委託ガイドライン	Foster parent entrustment guideline	厚生労働省が作成したもので、子どもを里親やファミリーホームに委託する際の指針
里親委託率	foster parent entrustment rate	要保護児童全体の里親委託の割合(日本は施設委託が多い)
里親会	(Local) Foster Parent Association	里親が作っている団体
里親開拓	recruiting a foster parent	里親を増やすために行う活動
里親家庭支援	assisting foster family/support for foster care	里親家庭の訪問に力を入れるなど近年里親を支援するために行政も力を入れるようになってきている
里親家庭の孤立	Isolation of a family with foster children	子どもの養育を里親にだけ任せて、地域の人たちの理解も得られない状況がある
里親研修	Foster parent training	里親の養育スキルを高めるなどのために養育里親、専門里親には研修が義務づけられている
里親支援機関	Foster parent support organizations	行政が里親支援を強化しており、行政が指定した団体に業務を委託している
里親支援専門相談員	Foster parent support counselor	里親支援機関で里親家庭を訪問するなどの業務を行う人
里親制度	Foster parent system	要保護児童に家庭養護を提供するための仕組み
里親対応専門員	foster care support consultant	里親からの相談などに対応するため児童相談所に配置された職員
里親手当	Foster care subsidy	子どもを養育している里親に支払われるお金。養育費と別に支給される
里親登録	Foster parent registration	里親として認められた場合、里親として登録される
里親認定	Foster parent certification	里親になるためには所定の手続きを行って知事の認定を受けなければならない
里親賠償保険	Liability Insurance for Foster Parents	里親に委託された子どもが損害を与えたときなどに保障される保険
里親養育指針	Foster parent Support/ Care guidelines	里親が子どもを養育するためにどのようなことに心がけたらよいかを定めたもの
里親が行う養育に関する最低基準	The minimum standard of foster parent's support/care	里親としてどのようなことに配慮して養育すべきかなど基本的なことが書かれたもの
し 思春期	Adolescence	青年期の前期、普通12歳から17歳ごろを言う
施設養護	Support Institution	家庭養護に対比して使われる、乳児院や児童養護施設などのこと
実親	Birth Parents	養親などに対比して使われる、生みの親のこと
しつけ	discipline	規範や規律、礼儀作法などを慣習にあった立ち居振る舞いができるように訓練すること
実子	Child by birth	里親家庭で委託された子どもに対比して使われる、里親が生んだ子どものこと
児童家庭支援センター	Child and families supporting center	多くは児童養護施設などに併設されて、地域の子どもの養育を支援するところ
児童虐待	Child abuse	養育者などによって、児童に危害が加えられたり、危害の危険や脅威にさらされること
児童虐待防止法	Child Abuse Prevention Act	児童虐待を防ぐために作られた法律
児童相談所	Child guidance center	各都道府県(政令指定都市・指定都市)に設けられた児童福祉の専門機関
児童の意見表明権	children's right to express their opinions	「子どもの権利に関する条約」に定められた権利のことで、子どもは自由に意見を表明する権利がある
児童の代替的養護に関する指針	a child's alternative support/ care guideline	国連が家庭で暮らすことのできなくなった子どものことを定めた指針
児童福祉審議会	Child welfare council	主に児童の福祉について審議・調査する機関。都道府県(指定都市)に設置が義務づけられている
児童福祉法	Child Welfare Act	児童福祉を担当する公的機関の組織や、施設及び事業に関する基本原則を定めた日本の法律
児童養護施設	Children's home	児童福祉法に定めた児童福祉施設の一つ。主に2歳から18歳の子どもの生活する

里親制度に関連する用語をまとめてみました。英語での表記は1例として参考にしてください。状況などによって他の言い方もあります。また「ひとくち解説」も十分な理解につながらない場合があります。(木ノ内博道)

用語	英語	ひとくち解説
自閉症	Autism	社会性や他者とのコミュニケーション能力に困難が生じる発達障害の一種
社会的逸脱行動	Anti-social behavior	社会の平均的な基準からの偏向のこと
社会的自立	Social independence	生活する上で政府、養育者、地方自治体などからの保護を必要としない状態
社会的養護	out of home care	家庭で養育できない子どもを社会が責任をもって養育・保護する制度
社会的養護専門委員会	Special Committee for Social Care	厚生労働省に設置された審議会の下部組織で社会的養護のあり方について検討する機関
情緒障害	Emotional disorder	情緒の現れ方が偏っていたり、現れ方が激しかったりする状態を、自分でコントロールできず継続する状態
自立援助ホーム	an institution for supporting independence of minors over age of 15 years old	15歳から20歳までの家庭がない児童や、家庭にいない児童が入所して自立を目指す家のこと
自立支援計画	children's self-reliance support plan	児童養護施設や里親家庭に策定が義務づけられている。児相の指導のもとに児童、保護者の意向を聞く
自立支援施設	children's self-reliance support facilities	不良行為をした児童などを入所または通所させて、必要な指導を行って自立を支援する児童福祉施設
親権	Parental Rights	成年に達しない子を監護、教育し、その財産を管理するため、父母に与えられた権利・義務の総称
親権停止	Suspension of Parental Rights	親権を濫用する事件・事故が増えているため、民法の「親権制限制度」が平成24年4月1日から施行されている
真実告知	Telling the truth about their birth parents	里親が委託されている子どもに実親のことや保護された事情などを伝えること
新生児委託	Entrust a Newborn/ Entrust an infant	生後4週間(28日)までが新生児。出産段階で実親の養育困難が分かっていた場合は早くから対応を考えるべき
親族里親	Kinship caregivers	実親が死亡や拘禁、病気などで養育が困難となったとき親族(3親等以内)が里親となって養育する制度
身体障害児	disabled child	身体障害者福祉法で定められた、18歳未満で各種身体障害をもった者のこと
身体的虐待	Physical abuse	他者による意図的もしくは非偶発的な損傷
心理的虐待	Emotional/Psychological abuse	善しい心理的外傷を与える言動を行うこと。言葉の暴力、恫喝、無視、拒否、自尊心を踏みにじる行為など
性的虐待	Sexual abuse	児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
全国里親会	National Foster Parent Association of Japan	地域の里親会が会員となって作っている全国を代表する団体
専門里親	Certified Foster Parent	里親の種類のひとつ。課題をもつ子どもの養育のために特に研修を受け認定された里親
措置	a measure	要保護児童のために法上の施策を具体化する行政行為であり児童相談所が行う
措置延長	Extension of a measure	要保護児童の措置期間は通常18歳までだが要件によって20歳までの延長をすること
措置解除	Cancellation of a measure	家庭復帰など措置をしている理由がなくなったり、措置していることに問題がある場合に解除を行う
措置権	The right to decide a measure	措置を決定する権限のことで、児童福祉法では都道府県知事が有しており、児童相談所が行使している
措置変更	a measure for replacement	措置しているところが別のところに変えること
試し行動	Testing	子どもが暮らしのなかで安定してきたときに養育者の気持ちを試してみる言動
短期養育	Short-term support/Short-term care	明確な期間が設定されているわけではないが、家庭復帰などが見込まれて比較的短い間の養育
長期養育	Long-term support/Long-term care	実親の元に帰ることができない事情があるなどの子どもで、長期にわたって養育すること
登校拒否	School truancy	登校する意思をもちながら原因不明の頭痛や腹痛、不安などの神経症状に襲われて登校できないこと
特別養子縁組	Special adoption	養子が戸籍上も実親との親子関係を断ち切り、養親が養子を実子と同じ扱いにする縁組のこと
乳児院	Nursery	乳児を入院させて養育し、また退院した者について相談などの援助を行う児童福祉施設
ネグレクト	Neglect	虐待の一形態に必要な世話をせず放置しておくこと
発達障害	Developmental Disorder	先天的な様々な要因によって主に乳児期から幼児期にかけてその特性が現れ始める発達遅延のこと
発達の遅れ	developmental disability	発達障害は遅れよりも偏りが問題で、全般的な発達の遅れは知的障害が関係している
反抗期	Rebellious age	子どもの発達の過程で、否定や拒否の態度や行動が多く出る時期のこと
引きこもり	Socially withdrawn/shut-ins	長期にわたって自宅や自室に閉じこもり、社会活動に参加しない状態が続くこと
非行	misconduct/delinquency	習慣的規範に照らして反社会的とみなされる行為のこと
被措置児童虐待	abuse to a placed child	要保護児童に対する虐待行為のことで厚生労働省はそれらを公表する
不調	discord/discordance	委託された子どもと里親の関係がうまくいかないこと。そのことによる措置の解除
扶養義務	duty (obligation) to support	民法により子どもの扶養が義務づけられた親族のこと
母子健康手帳	Maternal and Child Health Handbook	母子保健法に定められた市町村が交付する手帳のこと
未委託里親	not yet entrusted foster parent	里親登録はしているが子どもが委託されていない里親のこと
養育里親	Foster parent (caregiver)	里親登録し、子どもが委託されている里親のこと
養育費	Child Support from government	要保護児童の養育に必要なお金。行政から支給される
養子縁組	Adoption	親子の血縁のない者の間に、親と嫡出子との親子関係と同じ法律関係を成立させる法律行為のこと
養子縁組希望里親	foster parent wishing for adoption	里親の種類のひとつ。要保護児童の養親となることを希望して里親になっている人
要保護児童	child requiring protection	さまざまな家庭の事情で家庭で暮らせない、暮らすことがふさわしくない子ども
レスパイト・ケア	Respite care	一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらうサービス

● おすすめの本 ●

コルチャック先生

近藤康子著 1995年発行
岩波書店・岩波ジュニア新書 214ページ 定価:820円+税



国際児童年は、子どもの人権上大きな節目ですが、その前年1978年、ポーランド政府は「子どもの権利に関する条約」草案を国際連合人権委員会に提出しました。この草案は、コルチャックの精神を生かした内容で、1989年11月、国際連合総会は「子どもの権利に関する条約」を採択しました。

コルチャックは、ポーランドのワルシャワに生まれたユダヤ人で、小児科医、作家、教育者でした。この本では、コルチャックの考え方を「予防」と「治療」という医学的見地から考えたらどうかという分析提案が紹介されています。

予防の第一は、喧嘩の自由があげられます。喧嘩の権利を認めてからは、内緒の喧嘩がなくなりました。他に感謝メモ、落とし物箱があります。治療としては、労働と賭けです。労働は、日常の雑用、掃除、洗濯があります。どんな仕事も平等で、恥ずかしいものはない、どれにもまじめに取り組んでいかなければならないと述べています。賭けは、悪い癖、習慣、恥ずかしい行為を止めさせたいとき、自分は止められると確信させ、コルチャックと一定期間それをしない約束をします

さて、子どもの人権を考えると、コルチャックの思想は大変示唆に富んでいます。中でも、子ども裁判は、今でも有効な方法と思われます。

子どもの自主活動としては、子どもの議会、子どもの法典、指導委員会等がありましたが、要になったのは、子ども裁判でした。きまりを守らない者に対して、子ども自身による解決方法として

体験の中から生み出されたものでした。裁判官は、1週間何も罪を犯さなかった12歳から14歳のの中から5人をくじ引きで決めます。裁判は、寛容と赦す精神に基づき行われ、法典は、1000条あり、主な違反事項があげられていました。この方法は現在でも、とても役に立つ方法だと思えます。

これらは、今から100年ほど前に、ポーランドのワルシャワにある孤児院で行われていたことです。この孤児院の創立者が、コルチャックでした。「だれかが悪いことをしたら、彼を許してあげよう。彼がやりかたを改めるのを待つことが一番よい。しかし裁判所はそれと同時に、何もしない静かな者を保護しなければならない。彼らがいじめられたり、悩まされないよう見守らなくてはならない」と述べています。

これらの思想、精神が「子どもの権利に関する条約」に生かさせましたが、コルチャックは、1942年8月、ワルシャワのゲットーから貨車に揺られ、トレ布林カ収容所において虐殺されました。約4000人の福祉施設の子ども達と一緒にだと思われる。

子どもの権利の基本としては、三点をあげています。

- 1 子どもの死への権利
- 2 子どもの「今を生きる」権利
- 3 子どもの「人間である」権利

いずれも、重く受け止めたいものです。

加藤 勝彦

編集 後記

●コルチャックは、ポーランドに暮らしたユダヤ人でした。ユダヤ人の国、イスラエルを昨夏訪問し、キリスト教、イスラム教、ユダヤ教が聖地としているエルサレムにも行ってみました。当たり前のことですが、そこには普通の日常生活がありました。平和でなければ、子どもの人権は成り立ちません。(加藤) ●本紙8ページの『私の養育体験』に出てくる“ケース会議”の取り組みは、里親が孤立することなく、子どもに複数の目が注がれるのでとてもよいことだと思います。こうした手法をすでに導入をしている児童相談所もあります。新しい里親支援として関心を集めるのではないのでしょうか。(木ノ内) ●10～11ページの井出勇氣さんの体験記は、多くのことを考えさせてくれます。「良い子に育てなくては」と思い込み、でも思い通りに行かず、苦しむ里親さんは案外多い気がします。きっと、子どもも苦しいでしょう。個人的には「立派な人より、幸せな人になるほうが大事なのでは？」と思っています。(村田)

里親だより 第96号 発行日 平成25年5月15日 発行：公益財団法人 全国里親会

発行人：星野 崇 編集人：木ノ内 博道 編集委員：加藤 勝彦・村田 和木

〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-856 電話 03-3404-2024 FAX 03-3404-2034 <http://www.zensato.or.jp/> E-mail info@zensato.or.jp